

資料4

基政発0109第1号
基監発0109第1号
国自貨第126号
平成30年1月9日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿
各運輸局自動車交通部長等 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
厚生労働省労働基準局監督課長
国土交通省自動車局貨物課長

平成30年度の「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」におけるコンサルティング事業の実施について

中央及び地方に設置している「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」（中央に設置している協議会を「中央協議会」、各都道府県に設置している協議会を「地方協議会」という。以下同じ。）においては、平成28年度から平成29年度の2か年にわたりパイロット事業を実施し、荷待ち時間の削減や荷役作業の削減等、一定の成果が得られたところである。平成30年度には、パイロット事業で得た成果を活用して長時間労働改善ガイドラインを策定し、その普及を通じて、トラック輸送における長時間労働改善策の定着を図ることとしている。

パイロット事業で好事例が収集されていることに関しては中央協議会でも評価されているが、一方で、荷主の理解を得るために改善の費用対効果の「見える化」が必要であるといった意見も出ているところである。また、地方協議会によつては、同一年度において複数のパイロット事業を実施するなどの積極的な取組も行われたところもあり、さらに、中央協議会事務局に対し、パイロット事業で明らかになった課題に関して追加調査を行いたい旨の要望が寄せられたケースもあった。

パイロット事業に関しては、当初の予定どおり平成29年度をもって終了するが、上記の状況に鑑み、平成30年度予算が成立した場合においては、パイロット事業で得た成果と課題を踏まえて、より詳細な改善提案を行う「コンサルティング事業」を実施することとする。コンサルティング事業の実施方法等については、下記のとおりとするので、了知のうえ、必要な検討・対応を進めること。

記

1 コンサルティング事業の実施規模及び事業内容について

(1) コンサルティング事業は、厚生労働省及び国土交通省の予算により実施する予定である。実施規模については、パイロット事業で十分な改善事例が蓄積されていることから、全都道府県を対象とはせず、地方運輸局ブロックごとに原則2集団の合計17集団を対象として選定する（別添1参照）。

厚生労働省・国土交通省の予算の内訳は、以下を予定している。

- ・厚生労働省予算によるもの 8集団
(労働基準局労働条件政策課で一括して調達)
- ・国土交通省予算によるもの 9集団
(予算割当後、各運輸局で調達)

(2) コンサルティング事業は、発・着荷主、元請運送事業者及び下請運送事業者で構成する集団を対象として選定し、パイロット事業の成果を活用した外部委託によるコンサルティングを実施するものである。また、コンサルティングに当たっては、対象集団を構成する事業者及び受託業者で検討会を開催し、問題点の把握及び改善方法の検討・提案等を行うものとし、受託業者が改善策を提示する際には、当該改善策の費用対効果の見込みについても提示することで、荷主と運送事業者との費用負担面の協働も促すものとする。

対象集団の選定や、コンサルティング事業と地方協議会との関係については、下記2及び3によること。

2 コンサルティング事業の対象集団の選定について

(1) コンサルティング事業の実施を希望する地方協議会の取りまとめについて
各地方協議会事務局（運輸支局及び都道府県労働局をいう。以下同じ。）は、これまでの各種取組（実態調査、パイロット事業及び地方協議会での議論等）の結果を踏まえ、各都道府県において新たに明らかとなった課題、これまで把握していたものの、具体的な取組に着手できていない課題又は引き続き深掘りが必要な課題等について精査すること。その上で、平成30年度のコンサルティング事業を活用するか否かについて、地方協議会としての方針を決定すること。

各運輸局は、管轄するブロック内の地方協議会の方針をとりまとめ、各都道府県の課題を見極めつつ、コンサルティング事業を実施する地方協議会を2つ決定すること。決定に当たっては、たとえば、下記①～③の要件を考慮することが考えられる。

- ① 平成29年度までの取組結果から、新たに把握された課題や、これまで把握していたものの、具体的な取組に着手できなかった課題の改善に取り組むもの
- ② 平成29年度までに把握し、これまでに改善に取り組んだ課題のうち、継続性を持たせるなど、改善の定着等を図る観点から、深掘りに取り組むもの
- ③ その他、地方協議会の個別の事情に応じ、コンサルティング事業を実施す

ることが適切であると考えられるもの

なお、1つの地方協議会において、2つの集団をコンサルティング事業の対象とすることも可能とし、その場合には、コンサルティング事業を実施する地方協議会はブロックで1つとして差し支えない。

また、管轄するブロック内の各地方協議会の方針を取りまとめた結果、ブロックで3集団以上の対象を選定することを妨げるものではないが、その場合は運輸局から国土交通省自動車局貨物課に相談すること。

(2) コンサルティング事業の対象集団の選定

上記(1)の取りまとめの結果、コンサルティング事業を実施することとなった地方協議会事務局は、以下のとおりコンサルティング事業の実施対象とする集団を選定すること。

ア 対象集団の構成

コンサルティング事業の対象集団は、原則として発着荷主及び運送事業者（請負構造による場合は、元請・下請（実運送事業者）を含む）で構成するものとする。特に、着荷主については、可能な限り対象集団に参画させるものとする。

イ 対象集団の候補選定

上記(1)で精査した課題について、たとえば、対象となる輸送品目や、荷主と運送事業者との認識の共有が進んでいない業界等を絞り込んだ上で、地方協議会事務局において、対象集団の候補を適切に選定すること。

選定に当たっては、都道府県労働局、運輸支局及び都道府県トラック協会で、課題を抱え改善を希望する荷主・運送事業者の情報を持ち寄った上で検討する等、効率的な選定に努めること。

ウ コンサルティング事業への参画依頼

上記イにより選定した対象集団の候補に対しては、平成30年度予算の成立後、地方協議会事務局内で十分に連携の上、速やかにコンサルティング事業への参画依頼を行うこと。特に、荷主にコンサルティング事業への参画を依頼する際には、必要に応じ受託業者のコンサルタントを同席させた上で、改善を進めることによる荷主側のメリット等について説明させ、参画を促すこと。

また、参画依頼を行うに当たっては、コンサルティング事業の取組内容については、地方協議会で共有し、公表する予定であることについて、参画する各事業者の了解を必ず得ること。なお、公表に当たっては、事業者名については匿名でも差し支えない。

3 コンサルティング事業と地方協議会の関係について

コンサルティング事業を実施する地方協議会は、対象集団に対して、トラック運転者の長時間労働の改善に向けて各事業者の積極的な取組が行われるよう必

要な助言等を行うこと。

また、コンサルティングを実施する受託業者と地方協議会事務局の連絡窓口は、厚生労働省予算が割り当てられた都道府県にあっては都道府県労働局、国土交通省予算が割り当てられた都道府県にあっては運輸支局とする。

受託業者との契約は平成30年度の単年度を予定していることから、地方協議会においては、平成30年度末までに改善の効果を測定できるよう事業の進捗状況にも留意すること。

4 本省への報告について

(1) コンサルティング事業を実施する地方協議会及び予算割当の希望について
地方運輸局は、上記2(1)でとりまとめたコンサルティングを実施する地方協議会及び予算割当の希望について、平成30年1月26日（金）までに国土交通省自動車局貨物課へ報告すること。

(2) コンサルティング事業の対象集団の選定状況について
コンサルティング事業を実施することとなった地方協議会においては、上記2(2)による対象集団の選定後、別添2により、都道府県労働局及び運輸局から速やかに厚生労働省労働基準局労働条件政策課及び国土交通省自動車局貨物課へそれぞれ報告すること。なお、対象集団が決まっていない場合でも、平成30年4月末日までに状況を報告すること。

また、報告後、必要に応じて進捗状況の報告を求めることがあるので、了知されたい。

(別添1)

運輸局と都道府県の対応関係

運輸局	該当都道府県	コンサルティング事業実施件数
北海道	北海道	1
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	2
北陸信越	新潟、長野、富山、石川	2
中部	愛知、静岡、岐阜、三重、福井	2
近畿	大阪、滋賀、京都、奈良、兵庫、和歌山	2
中国	広島、岡山、鳥取、島根、山口	2
四国	香川、愛媛、高知、徳島	2
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	2
	計	17

※沖縄は内閣府沖縄総合事務局

※各運輸局原則として2集団。北海道については、従来どおり1集団とする

※コンサルティング事業実施件数については、今後変動がありうる

コンサルティング事業対象集団報告様式

別添2

(○○地方協議会)

区分	名称	所在地	主な荷の種類 (実運送業者以外について は業種を記載すること)	電話番号	担当者職氏名
発荷主					
運送事業者					
着荷主					
選定理由等					

※1 「名称」、「所在地」、「主な荷の種類」欄について決まり次第速やかに報告すること。それ以外の項目については追って報告することで差し支えない。

※2 「運送事業者」については、下記記入例を参考に元請、下請(1次、2次等)ごとに記載すること。

※3 「主な荷の種類」については、具体的名称でなくとも積み荷としての特性がわかる様に記載すること。

(記入例)

区分	名称	所在地	主な荷の種類 (実運送業者以外について は業種を記載すること)	電話番号	担当者職氏名
発荷主	(株)○○	○○	精密機械部品製造業	× × - × × - × ×	総務部長○○
元請運送業者	(有)△△ Aセンター	△△	倉庫業(ただし一部自社 配送あり)	× × - × × - △△	業務課長△△
下請運送業者	B貨物	□□	精密部品	× × - × × - □□	次長□□
着荷主	▽▽(株) C工場	▽▽	○○製品製造業	× × - × × - ▽▽	工場長▽▽
選定理由等	(例1)実態調査結果を踏まえ、地方協議会で検討した結果、本県の主要産業である○○の輸送に係る集団を対象とすることが適当であると決定したため。 (例2)○○方面への輸送において際だって拘束時間が長い実態が見られるため、当該輸送形態を持つ集団を対象とした。				